

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集について

1 意見募集の趣旨

道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）の一部の施行に伴う道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の改正に当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

令和6年6月28日（金）から同年7月27日（土）まで（30日間）

3 道路交通法施行令の改正内容

自転車運転者講習の受講命令の対象となる自転車危険行為として、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）により、新たに罰則規定が設けられた自転車の酒気帯び運転及び自転車の運転中における携帯電話使用等を加えるもの。

4 施行期日

令和6年11月1日（予定）